



2024年10月28日

各 位

会社名 株式会社トリプルアイズ  
代表者名 代表取締役 山田 雄一郎  
(コード番号: 5026 東証グロース)  
問合わせ先 執行役員 近藤 一寛  
(TEL. 03-3526-2201)

(訂正)「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」の  
一部訂正について

2024年10月15日に開示いたしました、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」について、記載の一部に訂正すべき事項がございましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正理由

本日開示の『(訂正・数値データ訂正)「2024年8月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について』のとおり、連結財務諸表及び財務諸表の訂正を行っており、それに伴い「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」中の利益剰余金の欠損金額等の訂正を行うものです。

2. 訂正内容

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。また、繰越欠損金の欠損填補を行い、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策及び財務戦略上の機動性並びに柔軟性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うものであります。

2. 内容

(中略)

(3) 剰余金の処分の内容

2024年8月期において、当社の利益剰余金は 962,890,452 円の欠損となっております。上記(1)の資本金の額の減少及び(2)資本準備金の額の減少の双方の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金 962,890,452 円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行います。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- 1 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 962,890,452円
- 2 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 962,890,452円
- 3 剰余金の処分が効力を生ずる日  
2025年1月7日を予定しております。

(訂正後)

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。また、繰越欠損金の欠損填補を行い、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策及び財務戦略上の機動性並びに柔軟性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うものであります。

2. 内容

(中略)

(3) 剰余金の処分の内容

2024年8月期において、当社の利益剰余金は902,335,399円の欠損となっております。上記(1)の資本金の額の減少及び(2)資本準備金の額の減少の双方の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金902,335,399円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行います。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- 1 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 902,335,399円
- 2 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 902,335,399円
- 3 剰余金の処分が効力を生ずる日  
2025年1月7日を予定しております。

以上